

## 終わりに～今後に向けて

地球温暖化などの地球環境問題、廃棄物の大量発生などの都市生活型公害を解決して、持続可能な社会を構築していくためには、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革するとともに、経済活動の主たる担い手である事業者が、環境保全への自主的な取組を積極的に行い、真に環境経営に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。また同時に、事業者が自らの社会的責任を自覚するとともに、環境面のみならず社会・経済面も含めた取組の情報開示を積極的に行っていくことも求められています。

環境報告書が環境経営と社会的説明責任に基づく情報開示の最も重要なツールの一つであり、持続可能な社会の構築に向けての極めて有力かつ効果的なツールであることは、衆目の一致するところです。

そして、我が国における環境報告書は様々な主体の積極的な取組により、その作成数も増加しつつあり、その内容も充実してきています。

しかし、事業者の取組には温度差があり、全ての事業者の取組にまで発展するためには、様々な課題が残されています。

環境報告書を環境コミュニケーションのツールとして定義するのであれば、その取組は基本的に「事業者の任意」であると考えられますが、社会的な説明責任を重視するのであれば「全ての事業者が作成すべき」であると考えられます。

一方、環境報告書を作成・公表する前提として、適切な環境マネジメントシステムの構築が、適切な環境保全への取組のためにあるべきであり、まず最初に事業者が環境保全活動に容易に取り組むことができるような枠組みを整備すべきであるとの意見もあります。

しかし、今日の環境問題の現状は極めて憂慮すべき状況であり、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて事業者の積極的な取組を強力に推進するためのツールとして環境報告書の制度化を急ぐべきであるとの意見もあります。

さらに、厳しい経済情勢に鑑み、事業者に新たな負担を課すことは避けるべきであるとの意見や、逆に厳しい経済情勢の中で積極的な取組を行った事業者が社会から適正に評価される枠組みが必要であるとの意見もあります。

環境報告書を普及促進させるために、今後、どのような施策を実施していくべきかについては、様々な意見や立場の違いがあり、環境報告や社会的説明責任についての社会的合意、環境報告書の記載情報の基準、信頼性確保の手続きや基準等についての社会的合意を図っていくことが必要です。

また、環境報告書の基本的役割は社会的説明責任に基づく環境コミュニケーションにあり、事業者の環境への取組を促進させる効果は副次的なものです。したがって、環境報告書のみで環境経営が促進されるわけではなく、環境報告書はあくまでもツールであることを念頭におき、その作成・公表そのものだけが目的化しないように留意する必要があります。

環境経営の実現に向けた事業者の取組を促進していくためには、環境マネジメントシステム構築のさらなる促進、環境格付けや取組への補助、税制優遇などを含め、環境経営の進展に向けた包括的な支援・誘導、あるいは優遇する施策の枠組みを検討し、この枠組みの中での「環境報告」の位置付けを明確にするとともに、環境報告の普及促進に向けた施策目標を明らかにし、具体的な普及促進策を検討していくことが重要です。

本検討会においては、環境報告書に関連する様々な状況について調査を行い、その結果をもとに、考えられ得る施策の整理を行った上で、今後、検討すべき施策の方向性を検討しました。

これらの第7章で整理した施策の中で、現状強化型施策については、平成14年度以降、早期に実施することを提言します。

また、広範囲の事業者に環境報告書の作成・公表求め、環境報告書のより一層の普及促進と信頼性及び比較可能性の確保を図っていくために、制度化型施策、認定型施策、中小事業者向け施策、信頼性を確保するために第三者レビューの枠組みを整備する施策については、その施策のあり方や効果等の検討を行っていくことが必要であり、平成14年度において、より具体的な検討に着手することを提言します。

なお、検討に当たっては、それぞれの施策において、対象とする事業者、環境報告書の要件、施策実施の効果等について考慮することが望まれます。

今後、環境省においては、本報告書を、環境報告書の普及促進施策を検討する上での基礎資料とし、本検討会で提示した結果を踏まえて、平成14年度により詳細な検討を行うとともに、社会的な合意形成を図っていくことを期待するものです。